独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	アルプス電気株式会社	コード	6770
提出日	2018/6/7	異動（予定）日	2018/6/22
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		

☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	飯田　隆	社外取締役	○										△					有
2	中矢一也	社外取締役	○													○	新任	有
3	東葭葉子	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	飯田隆氏は、2011年12月まで森・濱田松本法律事務所に所属しておりました。当社は同事務所から、顧問契約等に基づき法律面での助言を受けておりますが、当事務所が当社から収受している対価の合計額は、当事務所の年間総収入金額の１％未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。	飯田隆氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、日本弁護士連合会の副会長を務めるなど、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。
2	該当事項なし	中矢一也氏は、長年にわたり企業実務経験者として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。
3	該当事項なし	東葭葉子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。
4		
5		

4．補足説明

＜社外取締役独立性基準＞
当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。
1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注１)
2.当社の大株主(注２)
3.当社グループの主要な取引先(注３)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注４)企業等の業務執行者
4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5.当社グループから多額(注５)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注６)
7.社外取締役の相互就任関係(注７)となる他の会社の業務執行者
8.近親者(注８)が上記１から７までのいずれかに該当する者
9.過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
　注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
　注２：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人､組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
　注３：主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
　注４：主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
　注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
　（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
　（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
　注６：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人､組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち､当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
　注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
　注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。